

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和5年12月 5日 午前10時～午前11時41分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 成川 幸太郎
副委員長 石野田 浩
委員 井上 勝博
委員 川添 公貴
委員 下園 政喜

委員 森満 晃
委員 落口 久光
委員 阿久根 憲造
委員 坂口 正幸
委員 山中 真由美

○その他の議員（7人）

議員 大田黒 博
議員 宮里 兼実
議員 新原 春二
議員 森永 靖子

議員 帯田 裕達
議員 犬井 美香
議員 山元 剛

○説明のための出席者

未来政策部長 古川 英利
市民安全部長 上戸 理志
市民安全部次長 遠矢 一星

企画政策課長 下門 隆嗣
原子力安全室長 宮田 高敬

○事務局職員

議会事務局長 田代 健一
議事調査課長 久米 道秋

議事グループ員 森谷 瑞生
議事グループ員 今吉 聖人

○審査事件等

・ 審査事件

- 1 陳情第8号 川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情
 - 2 陳情第9号 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書
 - 3 陳情第10号 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書
 - 4 陳情第11号 川内原発1・2号機の20年延長運転に反対する陳情
 - 5 陳情第12号 川内原発20年運転延長に反対することを求める陳情
 - 6 陳情第13号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在、5名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可いたします。

△陳情第8号—陳情第13号

○委員長（成川幸太郎） それでは、本委員会に付託されている陳情第8号から陳情第13号までの陳情6件を一括議題といたします。

これらの陳情においては、前回の委員会までにおいて、予定されていた全ての参考人招致を実施し、また委員間の討議も行っております。ついては、これまでの審査で協議した事項以外で、何か御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 協議をしたとは言いますが、今度の参考人に質疑の中で、幾つかの問題点、不明な点も、あると思います。

それで私は、自由討議をしていただければと思います。

○委員長（成川幸太郎） ただいま「自由討議」の声がありますが、自由討議は論点を明らかにして行うこととなっておりますので、どのような論点で自由討議を行いたいのか、具体的に、御説明をお願いします。

○委員（井上勝博） 一つは、監視試験片の問題です。

監視試験片については、1号機はもうあと1枚しか残っておりません。20年運転延長をしようとしているわけですが、1号機は、このままいったら、監視試験片が10年以内になくなると。そうすると動かせなくなるということを発言されております。

この監視試験片については、今まで使ったものをもう一度使うというお話でしたけれども、原子力規制庁の方は、それを議論があるんだとおし

やっていて、監視試験片が古いものを使えるかどうかということについては、明確ではありませんでした。この点について、議論したいと思います。

それから、二つ目に、水蒸気爆発の危険性です。

これについては、メルtdownが起こったときに、安全対策として、水張りをやると。そこに、2,000℃近い、この溶けた燃料がですね、デブリが、落下すると。それによって水蒸気爆発起こらないのかということについて、世界的な実験では、あり得ないというお話でした。しかし、実際そうなのかというと、幾つかの事例では爆発が起こっているということもありまして、ここはやっぱり、水蒸気爆発の危険については、きちんとした議論が必要なんじゃないかということです。

三つ目。設計者はどのぐらいこの使うことを想定しているのかということについては、九州電力は最後まで、そのことを、回答を避けました。

やはり設計者が、例えば40年ということで設計したとしてもですね、まあもちろん余裕を持って造っているのはもちろんだと思うんです。絶対に、故障が起きない、安全じゃなきゃいけないというものなので、余裕を持って設計するんだと思います。ただ、その余裕というのは、やはり、大体どのぐらい使うのかということに基づいて、余裕というのを考えているんだと思います。その点について、数値もあるというお話でしたが、とうとう、回答がありませんでした。

これについては、引き続き、明らかにしていただくと。そのためにも、三菱重工を参考人に呼ぶと。それから、陳情にもありますように、後藤政志さんもですね、参考人として呼んでいただければと思っています。

四つ目に……

〔「井上委員。自由討議って、テーマをもっと絞っていただかないと……」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博） いやいや、テーマ、いやいや、問題……

〔「みんなが混乱しますよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博） 物すごく大事な問題なので。

火災防護対象ケーブルの問題については、これは、要は書類審査でパスしたと。しかし、実際の工事がされていなかったという問題でした。特別点検も、書類審査にはパスしているんだけど、果たして、このようなことは起こらないのかとい

う問題については、原因を、書類審査でパスしても実際の工事をしていなかったという原因をですね、解明する必要があると思っています。

五つ目に、使用済核燃料プールの問題です。

電気事業連合会の調査と九電の主張が違うということが、明らかです。どうなっているのか。

それから、2号機を、5年でプールは満杯だというふうに九電は認めています。核燃料サイクルが破綻しているということが言わざるを得ないと思います。この点についても、20年運転延長、あり得るのかということは議論する必要があります。

六つ目に、一般的にコンクリートの耐用年数は50年から60年と言われているのに、九州電力の技術者は、100年から200年とおっしゃいました。どちらが正しいのかということは、明らかにしていただきたいと思っています。

それから、高浜原発で、最近、制御棒が落下しています。これは電源ケーブルの問題があったということですが、経年劣化なのかどうなのかということについても、やはり調査が必要だというふうに思います。

以上の論点で自由討論ができればと思っています。

○委員長（成川幸太郎） ただいまの中で、試験片についても、ケーブルについても、核燃料、使用済核燃料プールについても、これまで論議がなされてきておりますので、既に、我々の委員会ででき得る論議は、全て終えてきていると思います。それを改めてここで結論を出すということは、それはできないことだと思います。ここで自由討議しても、恐らく、皆さん意見は出せないと思うんですけども、どうですか、皆さん。

今、井上委員から6点について自由討議を行いたい旨の意見がありましたが、自由討議を行いたいと思いますが、この中の6点について何か意見のある方はいらっしゃいますか。

○委員（川添公貴） 本来、こういう問題は、自由討議を求められたら応じるべきだろうと私は思います。

一遍に、6点ということでしたけど、参考人招致まで入れると7件ですかね、なるかと思うので、論点整理をするために、一回、今多分メモ書きを書いているんで、そのメモ書きでもいいん

で、コピーを取って、1点1点、一括してやるんじゃないくて、討議をするのであれば、提案された内容について1点1点、仕分をされてですね、運営されていかれたらと考えるところです。一方的な考えだけで言われるのもちょっとまあ心外なんで、1個、1点1点、論点を絞ってですね、やっていくべきだろうと。

○委員長（成川幸太郎） 井上委員は、その資料、皆さんに提出できますか。

○委員（井上勝博） 汚いので、打ちます、ちょっと。汚い。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎） じゃあ、一つずつ、テーマで自由討議してまいりましょうか。

○委員（井上勝博） 第1点目は、監視試験片の問題です。

1号機は、1枚しか残っておりません。大体10年ぐらいで使うということになっております。交換したのは恐らく、交換というか取り出したのは二、三年前だったと思うので、実際残されている期間というのはもう7年ぐらいしかないんじゃないかなと思っています。

これは、九州電力は、この監視試験片を、古い監視試験片をですね、使うという方法もあるんだと言っていました、原子力規制庁の方は、それは我々の中にも議論があるということで、果たして、古い監視試験片で正しい数値が得られるのかと。データが得られるのかということについては、いまだ明確ではないということがありますが、私は、その20年運転延長の問題を考える上で、この問題は考えなきゃいけないんじゃないかと。私たちのところでも、整理が必要なんじゃないかと思っています。

○委員（森満 晃） 今、監視試験片について井上委員からありましたが、私のほうも、参考人として九州電力からこの件について問い合わせまして確認させていただきましたけれども、再利用ができるということで確認した認識であります。

○委員（阿久根憲造） 原子力規制庁の中でも、まあ、ちょこっとした説明しかなかったんですけども、まあ九州電力のほうでもですね。

監視試験片そのものは、圧力格納容器の脆、脆化を見るための試験なんですけども、試験片自体が非常に薄くて小さいものであって、かなり苛酷

な条件下での試験となっているというようなこともありましたので、実際には、圧力容器の強度は監視試験片よりもかなり強いものだというようなコメントもあったように記憶しております。

ただ、ちょっと今、資料が手元にないので、はっきりしたことは言えないんですけども、原子力規制庁のほうや九州電力のほうで研究を重ねて新たな試験の方法を模索している段階だということなので、ここではちょっと、これ以上の議論はできないんじゃないかなという感じはします。

○委員（井上勝博） まあ確かに、森満委員が言われたように、九州電力は再利用ができると言っているんですが、原子力規制庁の職員はですね、我々の間でも議論があると。本当に使えるのかどうかということについては研究をしているんだという話でした。

それで、これについては、じゃあ、結局、研究の結果、どうだったのか。使えるのか使えないのかということが、明らかでないまま、ですね。

そうしたら私たちは、その監視試験片を条件にするということが必要んじゃないかと。監視試験片が使えないのであれば、これは止めるべきであるということは、しっかりとすべきじゃないのかなと思います。

○委員（川添公貴） まず、審査の過程において、原子力規制委員会が、この監視試験片についての質問があったときに、これを再利用するようなことはできないのかという質問があったように覚えています。それについては、今研究中であるというのがあったようにあります。

そもそも試験片というのが、なぜほかのやつを入れられないかちゅうのは皆さん方も御存じだと思うんで。試験片があと1片残っていて、10年後に取り出すことをしなければいけないということは決まっていなくて。現時点において、20年延長に資するデータが取れるのは、過去に取り出した五つの試験片で可能である。

井上さんの論点からいくと、次抜き出したときが80年運転を目指して抜き出すんだろうというような論点になってくるんで、現時点の論点でいくと、五つの試験片のデータを基にして、60年以上の中性子照射は浴びていると。それでも十分、正常ですよということが言われたわけですね、参考人招致の中でも。

鹿児島原子力専門委員会の分科会の中でもですね、その試験片を半分ずつ取り出さないかという意見もたしか出たように記憶しておるんですが、それについても研究をしたいということですよ。

試験方法としては、試験方法の中のデータも示されたんですけど、正式名称はちょっとど忘れしたんですが、我々が昔やったのが、ハンマー試験といって、強度がどれだけ残っているか。引っ張り、押し込む、たたくというようなことをやる実験があるんですけども、多分それでやるんだろうと思うんで、それにおいても、そのような耐用性があったということが証明されているわけなんで、その事実をもってして、60年の延長が可能だということを原子力規制庁及びいろんな書類についてそういう言葉をおっしゃったということなんで、我々はそれを信じるしかない、と思います。我々にその実験をしろといってもできるわけじゃないんで。

ただ、その試験片を次の――仮に例えば30年使ったやつをもう一回入れろよねって、これについては相当研究重ねないと、タイムラグがあるんで、その分の劣化状況についてはどのように判断するかということは、科学的知見に基づくことなんで、我々ができることじゃない。ただ、今入っている試験片について、考えるんならば、次のいつ取り出すかについては、次の60年の先の運転を考えたときにやるべきことであって、今現時点で今論点になっている、何回も言いますが、20年延長するに当たってどういう状況なのかということ判断するにおいては、今のそのデータをもってして、60年使いますよということを、私としては承知したところです。

原子力、県の、その規制庁の説明会の中での質問でもありましたように、10センチ程度かな、大きさが――を半分に切ったらどうかとか、いろんな意見がありましたけれども、それについては研究していくということなんで、それは先の話であって、現時点の論点は、しつこいようだけれども、60年にまで延ばして使えるかどうかということ判断する材料に資する問題として、5片の試験片でもって結果が出されたということで私は理解しているところです。次の試験片についてがどうこうということは、それは次の話であって、現段階においてはそのような話は、まあ、別だと

いうことを、私としては申し上げたい。

○委員（井上勝博）監視試験片については、10年をめぐりに交換すると。——「交換」じゃない、取り出すと。監視試験片がないものは動かしてはならないというふうに法律ではなっているということで、まあ、20年は不可能であるということが、今の時点でははっきりしているということなんですね。

それで、我々としては、だからどういうことなのかといったら、監視試験片がなくなったら、ちゃんと止めなさいよということと言わなきゃいけないし、法律を変えてはならないよということですね、しっかり言っとく必要があるんじゃないかと。法律を変えてまで、監視試験片がない原発を動かすというようなことがあってはならないと。これは、私は、懸念する問題なんです。皆さんは懸念は必要ないとおっしゃるかもしれないけれども、監視試験片のない原発を動かすということになりかねないという事態はあるんですね。どうなんですか。

○委員長（成川幸太郎）監視試験片について、ほかに御意見ありませんか。

またですか。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）もう一つ、この監視試験片の考え方で、玄海原発の1号機がですね、この監視試験片を調べたところ、劣化、脆性化が進んでいるために廃炉になったわけです。

ここでちょっと疑問に思うのは、同じ材質を使っているのではないだろうか。まあ確かにちょっと玄海のほう古いタイプでは、タイプというか、早くから動いた原発であるんですけども、しかし、それにしても、40年になる前にですね、もう廃炉になってしまった。なぜ、どうしてこういう違いが起こるのかと。

もしかしたら、急速に脆性化が進む、脆性劣化が進むという、そういう問題があるのではないかと。そういう問題もあるので、私は、監視試験片が6枚、6枚しかなかったわけですので、やはり九州電力の場合のこの川内原発についてはですね、監視試験片のない原発を動かしてはならないというのを、やっぱりきちんと、意見書、意見としてはね、述べておく必要があるんじゃないか、いうように思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）ないようでしたら、試験片については以上で終わります、次は水蒸気爆発の件について。

○委員（井上勝博）水蒸気爆発というのは、火山の爆発と同じですので、物すごい衝撃があるわけですね。ですので、安全対策のために水を張ったんですけども、そのために逆に、大量の放射性物質が外部に放出するということが起こるかもしれない。だから、絶対にあってはならないと。爆発はあってはならない。

そうすると、世界的に考えられているのがコアキャッチャーであると。

前回の委員会の中では、世界の中でコアキャッチャーがある原発はないんだというお話だったんですが、その後調べてみたら、幾つかあります。例えば、インドで稼働しているクダンクラム原子力発電所、これはロシア型なんです、VVER-1000というタイプの100万キロワットの原発がコアキャッチャーつきであるということ。それから、これは中国です、中国で動いているのもやはり同じロシアのVVER-1000で、これも今年3月27日に温態機能試験を開始しているということらしいです。それから、フランスの技術をベースにしたPACP1000、これは中国で、中国でですね、採用されているということです。

まあ現実、現在今稼働しているかどうかはちょっと不明な点もありますが、現に、つけた、コアキャッチャーをつけた原発が動こうとしている、または動いているということが分かったわけですが、三菱重工がパンフレットを出して革新炉というのを今宣伝しておりますけれども、これは一般質問でも取り上げたんですが、コアキャッチャーつきであるということで、やはり、メーカーはですね、水蒸気爆発という危険性を極力抑えるということの対策を考えてはいるわけです。

ただ、川内原発の場合は後づけでコアキャッチャーができないもんだから、水を張るというやり方をするわけですけども、水蒸気爆発が起こらないということですね、決して言えない、です。

トリガーがないからいいんだというお話でした、

トリガーというのは衝撃ということですけども、どの程度の衝撃がなければいいというふうに言っているのか不明であると。地震のときに、仮に、事故が起こって、余震でもってそれがトリガーになる可能性はないのかという問題は、やっぱり私は決して絵空事の問題ではないと思うので、この問題については、私は、後藤政志さんが非常に詳しい方なんで、これは後でまた後藤政志さんの参考人招致についてはまた議論されると思いますけれども、引き続き、議論する必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（成川幸太郎） 水蒸気爆発の件で、今、井上委員から提案があったわけですけど、皆さん何か御意見がありますか。

○委員（川添公貴） 先ほど、論点のテーマとして、2,000℃のやつが落ちるということを井上さんはおっしゃったんですけども、その2,000℃になることについて、どのような科学的知見をもってしてその2,000℃という数字が出たのかをまず教えてもらいたいと思います。

それから、私が調べた範囲では、被覆管がジルコニウムであって、ジルコニウムが溶け出すのが大体400℃前後ぐらいから徐々に溶解をし始めて、1,300℃を超えて、全て溶け落ちていくというのが私が持っているデータです。その2,000℃という数字は見たことがないんで、その根拠を、科学的根拠を示してほしい。

それから、九州電力の説明の中で、水蒸気爆発が起こり得る可能性が低いということ。それは、高熱の熱源が水の中に入ると、その熱源のまわりに対して、層ができる。層ができて、その層によって水と触れ合うところが、ない、というか減ってくる、したがって水蒸気爆発が起こり得るという可能性が低いというのは、その落下した物体の周りに、いけば被覆ができてしまうことによって、直接、水と触れない。これはもう科学的知見に基づいて言われていることであって。

そのようなことで、井上さんは100%、常に100%とおっしゃるんだけど、100%水蒸気爆発がするという証明がどこにあるのかどうか、それを言っていたかかないと、私はそういう、科学的知見に基づいて、被覆ができて水と触れ合う部分がないから水蒸気爆発が起こり得る可能性が低いということを私としては信じるつもりです

けれども、そこを押してでも、そういう意見であるとすれば、その二つの2点について証明してもらいたい。

○委員（井上勝博） すいません、2,000℃というのは私の記憶なんで、今ちょっと、すぐ出てこないんですが。

水蒸気爆発の問題については、私はこれ、水蒸気爆発というのが何のために――なぜ起こるのかということについてなんですけども、高温の溶融物です、高温の溶融物が、冷たい水に触れた場合にですね、水蒸気の爆発、まあ大体1,600倍の、1,600倍のこの体積の膨張が一瞬のうちに起こるということを聞いていますけども、その結果、大爆発が起こるということについては、よく知られていることなんですよ。

というのは、鉄工場とか、それからアルミニウムとか、そういったところを溶かして精製加工をしたりする工場などでは、よくこういう爆発事故ちゅうのは起こるものですから、絶対に水を近づけてはならないというふうになっております。

川添委員のおっしゃるように、それが心配なんです、世界では、実験をしているわけです。実際に水に、燃料デブリを落とすわけにいかんのですから、それに性質が似ているような溶融物を、高温の溶融物を落下させることによって、本当に爆発は起こるのかということを試した結果、起こるときと起こらないときがあるという、これもう厄介な問題があるわけです。確率的な問題なんです。トリガーがあると起こるけどもトリガーがなければ起こらないという問題もありましてですね。

それで、そのトリガーというのはじゃあどの程度のトリガーなのかというのが、ちょっと私もよく分からないところなんです。トリガーちゅうのは「引き金」って意味ですけども。「衝撃」という意味ですよ。そういうのがあるかないかちゅうの。

だから、静かな、全く、水が置いてあって、そこに、ゆっくりと、高温の溶融物が落下した場合にですね、その周りに水蒸気の被膜ができると。その水蒸気の被膜ができることによって、水とその高温物が直接接触することなく徐々に冷えるということが、分かっています、それは。だけど、それは、絶対にそういうことはあり得るのかというと、この一部の、この被膜がです、破れた場合

に、連鎖的にですね、この爆発が起こると。なので「確率的」なんですよ。

だから、そういう確率的なところで、心配な面があるという方法で、仮にです、仮にですよ、もし今、川内原発でメルトダウンの起こるような事故起こりましたと。で、中央制御室の職員が、直ちに水を張るというようなことをやったとします。それって、すごく怖いことじゃないかなと思うんですよ。もしかしたら成功するかもしれない。もしかしたら失敗するかもしれない。物すごく怖い問題、です。

だから、絶対に起こってはならないから、コアキャッチャーという考え方が出て、できるだけ水と接しないようにというふうに考えられているわけで、その点については、やっぱりこの怖さをですね、皆さんも、共有していただけないかなというふうに思うんです。

○委員（落口久光） ちょっと私も知識がそこまで豊富なわけではないですが。

メルトダウンになる、なったときにコアキャッチャーがというふうな話にもなっていますが、そうならないように、電源喪失がまず一番の原因だったかと思いますので、そうならないような対策のほうで既存の原発は動いているということなので、それからいけば、そちらの対策については、複数の電源経路であったりとか複数の機器とかついているので、議論の論点が、そこまでなくなったらという話から始まるのであれば少しは分からないではないですが、今回の水蒸気爆発原因の前提の話であれば、その辺については、電源喪失が仮に起こったとしても、予備電源とかで対処できるという対策は取っているということなので、この場ではちょっとふさわしくないではないかなというふうに思っております。

○委員（井上勝博） 新規制基準というのは何かというと、一つの事故が起こっても、それをちゃんと対処できる方法があるというふうにして、何重にもですね、安全対策を講じるというのが、新規制基準で考えられていることなんです。

だからこそ、九州電力も、福島原発事故が起こる前はこの問題についてあまり真剣な議論がされてなかったんですけれども、やはりこの問題も放置できないということで、新規制基準の後は、どうやって、これは原子力規制庁の職員も言って

いますけども、どうやって冷却するのか、その方法は考えなさいよと。それが、九州電力の方法は「水を張る」という方法であると。しかし、一方では、水に、水を張って爆発の危険があるからコアキャッチャーという方法もあると。

しかし、コアキャッチャーというのは非常に高価であるし、新しい原発を造るとき以外にはできないということで、やむなく、やむなくですね、水を張るというようなことをやっているわけですよ。

だから、この「水を張る」ということのときに、私は、本当にそれでいいのかということをお聞きできないというふうに思っているんです。でないと、私たちはふるさとを奪われることになるかもしれないわけですよ。

○委員長（成川幸太郎） ほかに、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 水蒸気爆発の件に関する自由討議は以上で終えたいと思います。

次に、設計者である三菱重工、これ参考人招致は一人ずつ論議したほうがいいですか、二人……

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎） はい。

○委員（井上勝博） まず、お認めになっていたきたいことは、九州電力に私は何回も聞きましたが、その設計者はどの程度のその使用を考えて、これは年数ではありませんという話ではありました。回数であるだとか、いろんな数値があるんだというお話を最初、川江参考人がおっしゃいました。で、それについて教えてくださいって何回も言ったんですけども、結局、明らかにされませんでした。だから、まず、そのことについてははっきりさせてもらうということは必要だと思うので、これについてはやっぱり、九州電力の回答をですね、頂きたいと思うんです。

その上で、設計者としてはどういうふうに考えているのかということで、三菱重工を、もしくは、三菱重工もそうなんですけども、後藤政志さんが設計技術者としてそのようなことを公言していらっしゃるわけで、両者をですね、呼んでいただければというふうに思っております。

○委員長（成川幸太郎） 今、三菱重工業、後藤政志さんの参考人招致をというような御意見で

すけども、ほかに御意見ございますか。

○委員（下園政喜） 私も住宅とか建築屋でありますので何か所か設計はさせていただいておりますが、私の見解から言えば、全然建物のスケールも規模も全然違うんですけれども、４０年前の住宅は、お金を借りるときは、２５年が耐用ということで２５年しか公庫がありませんでした。しかし、現在は住宅ローンを借りても、４０年、５０年の時代であります。今お住まいの建物が２５年たって壊れたかということでは、そんなに簡単に壊れるものじゃないと。

九電の方も言われておりましたけれども、建物に入居しておられて、維持管理がよければ、その建物はずっと伸びていくんだということを言われました。私も全くそのとおりで思っております。その証拠に、社寺仏閣、昔の木造で大変な建物があっておりますけれども、１００年、２００年たつてびくともしてないと。これは、今までの管理がよかったんだろうなということと、そのときに造った人が、何年もつだらうかということなんかを考えて造った人が昔の人はいなかったんだろうと思います。

今の建築基準法からして、まあ、先ほど５０年、６０年というような話もありましたけれども、そんなもんで壊れる建物はこの辺にあらせんと。私は、ないんだらうというふうに、私の個人的な意見は、そのように理解しております。

○委員長（成川幸太郎） 井上委員。ここで申し上げておきますけど、参考人招致について、今回の陳情審査においてはもう、先日、参考人を、どこを呼ぶかということで委員会の中で議論をして、全ての参考人を今回審議をする中で呼ぶ、終えたということになっておりますので、今回の陳情審査において、参考人として新たに呼ぶということは考えられませんので、御承知おきください。

○委員（井上勝博） はい。

今、下園一級建築士が非常にその設計、設計技術者としての話をされまして、確かに、そういうことだと思います。

ただ、問題は、格納容器というのはコンクリートで囲まれていてですね、これは５０の壁の最後の手段というふうにもなっております、何らかのこの圧力容器の異常が起きたときに絶対守られるということが原発には求められているというこ

とでは、そういう点では、まあちょっと、もう少し、慎重に考えなきゃいけない問題じゃないのかなというふうに思っています。

設計者は、先ほど私、どのぐらい使うのかと。何回も使うのかとかいうことから材質と構造などを決めると言いますが、もう一つは、私、予算もあると思うんです。予算が豊富にあればですね、もっと長く使えるようにというふうな設計をするんだらうと思うんですけれども、やはり予算も限られているので、予算の範囲内で、どの程度の強度を持たせるのかということは、設計者は考えなきゃいけないと思うんです。

そういったことが、私は、それが耐——何け。「耐久性」じゃなくて、何でしたっけ。耐……、寿命じゃなくてですよ、耐久性という意味で……

[発言する者あり]

○委員（井上勝博） 耐用年数とは言っていないです。耐用年数というのは、最初そういうのを使ったけれども、途中でですね、設計技術者がどのようなふうを考えて設計したのかということについて聞いているのに、答えていただけなかったということで、そこはきちんと、当局を通じてでもですね、問合せして、やっぱり、それをはっきりさせるということは必要なんじゃないかというふうに思います。

だから、そういうことなんです。はっきりさせていたきたいということなんです。

○委員長（成川幸太郎） 参考人については、今回は、この審査の過程ではもうこれ以上呼ばないということによろしいですか。

○委員（井上勝博） しょうがないでしょう。それはしょうがないけれども、当局にですね、ちゃんと調べてもらおうと。九電に問合せしてもらおうということは、できるんじゃないかと思います。

○委員（下園政喜） 先ほどから、予算の件も出しました。経済設計という言葉でいえば、最小限の材料で最長の強度を出すようにするのが設計士の仕事だと思っておりますが、今回、そういうこともあって４０年たって原子力規制庁が、世界一厳しい検査を専門の方々がして、そして合格を出された以上、我々が、原子力について、素人の我々がそれ以上吟味すること、私は、できないと。だから、彼らの審査を信じるしかないなというふうに思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

じゃあ、参考人招致の件については終わって、火災ケーブルの件で。

○委員（井上勝博）もう、専門用語を使うからごちゃごちゃしちゃうんですね。確かに「火災防護対象ケーブル」とかって私も覚えるのが大変だったし、そういう専門用語を使っちゃうもんだから、分かりにくくなったところが。

要は、書類審査をパスしたのに、工事をしてなかったと。ちゃんとした工事をしてなかった。こういう問題なんですよ。だから、これはまあ九州電力さんも原子力規制庁の職員も、認めてもらっちゃると。適合性審査ではパスしたんだ。しかし、実際に、検査してみたらやってなかったと。

それが、その緑だとか何だとかということ言うんじゃないくてですね、問題はそこなんですよ。書類審査でパスしたのにやっていなかったちゅう。これが、問題は、悪質行為なのかどうなのかちゅう問題なんですよ。意図的にしたものかどうか。だから、書類審査、書類には「やります」と書いてあった。しかし、やらなかった。これは意図的なものだったのかと。

これは、九州電力が、原因というのは何なのかということは、認識がなかったというようなことを言っているわけです。系統分離が必要でないと思っていたと。

○委員長（成川幸太郎）井上委員。この件については、かなり時間をかけて、これまでも論議をしてきているので……

○委員（井上勝博）いやいや。

○委員長（成川幸太郎）同じことの繰り返しはもうしないでください。

○委員（井上勝博）いやいや、そうじゃないですよ。

そうじゃないんですよ。

○委員長（成川幸太郎）同じこと……

○委員（井上勝博）同じこと、同じことの繰り返しかもしれないけれども、しかし。

これは、やっぱり検査というのがどういふふうにやられているのかということを、問題なんですよ。

だから、やる原因はですよ、原因は、何て九州電力が言っているかちょっと、これは、玄海でも、

それから川内でも同じように言っているわけですが、けれども、系統分離をする必要がないと思っていましたと。これが原因なんですよ。

それは理由にならないですよ。

[「いや……」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）ごめんなさい。理由にならないですよ。そういう理由にならないことを、原因だというふうにしている。

それで、問題は、今度のその特別点検というのも書類審査なんですよ。ほとんど。で、現場の確認もしているけれども、果たしてこういうことが起こらないのかという問題があるということなんです。それをやっぱりね、考えなきゃいけないじゃないですか。

○委員長（成川幸太郎）だから、その件も、これまで……

○委員（井上勝博）いやいや、じゃあ、どういふふうに解決したのかをお聞きしたい。

[「解決した」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）誰が解決する。

○委員（井上勝博）その問題について……

○委員長（成川幸太郎）その問題については、原子力規制庁、原子力規制委員会のほうも、原子力規制庁のほうも結論を出してくれているじゃないですか。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）もうそれしかないじゃないです、我々としては。我々がそれ以上突っ込んで審議をする必要性がありますか。

○委員（井上勝博）いやいや、だから、なぜ、その書類審査でパスしたのに、工事をしていなかったのかということについては、疑問に思いませんか、皆さん。

全く思わないんですか。

○委員長（成川幸太郎）その件については説明をされたじゃないです、もう。

○委員（井上勝博）いや、説明になってないから言っているんですよ。

○委員長（成川幸太郎）それは井上さんが納得してないだけで……

○委員（井上勝博）いや、違う違う。違いますよ。

あのね、要するに、設計、図面を見せて「このとおりします」ということを、原子力規制庁に、

原子力規制委員会に報告して、ね、それで、パスしたんです。

○委員長（成川幸太郎） いや、だから……

○委員（井上勝博） で、いいですか。適合に審査……

○委員長（成川幸太郎） その件は、もう何回、何回井上さんは言ってきましたか。

○委員（井上勝博） 違う違う、違う、違いますよ。違いますよ。

○委員長（成川幸太郎） 無駄に審議の時間を延ばさないでください。

○委員（井上勝博） 皆さんは疑問に思わないことが不思議でたまらないわけですよ。ところが実際にやっていなかったということについて、この系統分離は必要でなかったというのが原因だと言っているわけです。おかしいじゃないですか。おかしくないですかと言っているんですよ。

おかしいと思いませんか。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見ありますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎） この件については、終わらせていただきます。

もう一つ、次の、使用済核燃料プールの件がありましたですね。それはどうですか。

○委員（井上勝博） 電事連では、資料がホームページに示されていて、川内原発についてはですね、2025、2026年に96%ということで。

ということだったんですが、ところが、九州電力は……

○委員長（成川幸太郎） 井上委員。この件も、先日の自由討議でもかなり論議をされていて、……

○委員（井上勝博） じゃあ、委員長、答えてください。答えてください。

○委員長（成川幸太郎） 何をですか。

○委員（井上勝博） どうして、どうして違うんですかって。1号機が11年、2号機が5年と言いました。そしたら、どうしてそうなるのか。そしてまた、その電事連との計算の違いはどうして起こるのかということを答えていただきたい。

○委員長（成川幸太郎） いや、結果的には、六ヶ所村に運ぶ計画で今進んでいて、六ヶ所村は

来年の上期中には稼働すると。そうすると、使用済核燃料プールが満杯になる可能性は低いということでは言われているわけですから。

それができないって井上さんは一生懸命言われるわけです。我々が聞いた話では、技術的見地では既に通っていて、環境的なところを、審査を受けている。それが何とかクリアできそうだとすることで、来年の上期中には稼働するというような。それができない場合にはということも言われているわけですから、それを取って、同じ議論を繰り返しても無駄だと思います、私は。

○委員（井上勝博） 私が知りたいのは、電事連と九電の計算の違い。

まあ電事連は、トン数でやっているんですよ。九州電力は燃料の本数でやっているんですよ。だから、ちょっと分かりにくいところがあるので、そこははっきりさせていただきたいということなんですが、はっきりしてないでしょって。答えが誰も言えないでしょって、言っているんですよ。

○委員長（成川幸太郎） 分かりました。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見、皆さんから、この件につきましてありますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎） この件についての自由討議は以上で終わりたいと思います。

もう一つ、コンクリートの耐用年数がありましたですね。

○委員（井上勝博） これは、コンクリートに詳しい方はいらっしゃいますか。

大体50年、60年と私聞いているし、こないだも、その専門、専門家というか技術者の方からはそんなもんだと聞いたんだけど、九州電力の方は100年、200年とおっしゃったんで、ああ、そんなすごいコンクリートがあるものなのかと。

どうしてそういう違いがあるのかということについて、分かりますか。やっぱり、原発に使うコンクリートというのは、特別な、そういう長期間使える、そういうものなんですかね。分かりますか。

〔発言する者あり〕

○委員（下園政喜） コンクリートについては、コンクリートちゅうのは、物すごい、強度に差がありますし、種類もいっぱいあります。

住宅、建物建てるときに、一番最初に地面をならして打つのを「捨てコン」ちゅうて、あれ強度を全然、無視したような、簡単な生コンなんです、その後はずっと強度が、建物の高さによっても規模によっても、強度が全部違うんです。一辺倒同じ生コンを打っているわけじゃありませんので、それからすれば、原子力発電所に使った、鉄筋もそのごとくですが、普通の鉄筋はぼきっと折れたりしますけれども、そういうの審査を受けた堅い鉄筋が全部使われていると聞いておりますので、その辺は普通の建物とは違うんだろーなと、そのくらいの認識しかありません。

○委員（川添公貴）生コンについては、プロが今おっしゃったように、硬度計算がまずされて、配合割合が決まっているんですよ。この建物については幾らの硬度で、粘度で造りなさいというのが決まっている。何でもかという、そこに混ぜる砂の量、コンクリートの量、それから砂利の量とか、そういうので決まっているんですけども、それと水の量とですね。

俗に言う問題、最初、コンクリートで問題になった、一番懸念されている、井上さんが懸念されているのは、当時、コンクリートが足りないときにシャブコンというのがあったんですよ、シャブコンというのが。固まるんですけども、中がスカスカなんです。それから考えると、逆転の発想で、きちっと密度の計算をしたコンクリートの、強度計算をされたコンクリートをまず使われているだろうと。

コンクリートについては、私の知識はそこまでです。

ただし、今回20年延長について、コンクリートに対しては、中性化が進むという点が論点だったと思うんです。厚さ5.4センチで、1号機で3—5センチやったかな。5センチで3.4、それから3.4と3.2やったかな—の中性子による中性化がある。まだ鉄筋まであと残りが2センチぐらい残っていますよね。というのが、審査結果でありました。

我々がコンクリートに着目する以上は、その審査結果にきちっと着目をして、その審査結果の内容によって、鉄筋までの距離がまだ十分残されておって腐食まで至らないということが着目点、コンクリートに対する着目点であって、それを、

我々は、いろんな解析技術は持っていませんので、そういうことで説明された以上は、それで審査が通った以上はですね、やはりそれをきちっと信用する以外はない。

ですから、まだ、再度言いますが、コンクリートの中性化の影響は、まだまだ十分、余裕があるよというところが、最後の論点だろうと思います。100年もつとか200年もつとかっていうことは論点になってないんで、それは論点のすり替えであって。今の段階では、その20年延長するに値するコンクリートなのかどうかということだけを論点で置くべきだろうと思いますね。

○委員（井上勝博）今、コンクリートについて専門的な知識を持っていられる方がいらっしゃるんで、まあ、ある程度の答えがあると思うんですが、ただ、100年、200年というのは本当なのかということについては、まあ、そういう認識で、技術者の方が、九州電力の技術者の方、そういう認識でいらっしゃるということならば、本当にそうなのかなと。そういう認識でいいのかなというふうに思った次第で、このコンクリート問題は私もよく分かりませんけど。まあ、そういうことだと思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかに、皆さんから御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）終わったやつじゃないんですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）いや、何を言いました。

〔「高浜」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）ああ、高浜の件がありましたね。

○委員（井上勝博）専門委員会分科会の中で、審査中に、高浜原発で制御棒が落下するというケースがあつて。

これ制御棒の落下なのでですね、要は安全側のほうに、安全側というか止める側に、落下した。ただ、問題は、なぜ落下したのか。電気系統の問題がどうなったのかということについて、明らかにならないまま、そのことが明らかにされないまま審議が進んだことについて、後藤政志さんが、

その抗議をされていらっしゃるわけです。

それで、高浜はですね、もう50年原発で老朽原発なんです。だから、経年劣化が原因ではないのかどうかということについては、どの程度まで審査が進んでいるのかということについて、ちょっと、まあ、できれば、当局が知っている限りであれば教えていただければと思っているんですが、当局に教えてもらうことはできませんか。当局に聞くことはできませんか。——できないの。

○委員長（成川幸太郎）はい。

○委員（井上勝博）できないの。

○委員長（成川幸太郎）あんまり関係ないの。

○委員（井上勝博）ええ、そうですね。

○委員長（成川幸太郎）今後の議論にしてもらえますか。

○委員（井上勝博）経年劣化の問題だからですね。

○委員長（成川幸太郎）よろしいですか。

ほかに。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）なかったら、意見が尽きたようですので、自由討議を終わります。

それでは、ここで、陳情第8号から陳情第13号の取扱いについて御協議いただきたいと思ひます。御意見はありませんか。

○委員（森満 晃）採決をお願いします。

○委員（井上勝博）まだ調べる必要があると思ひます。

というのは、議事録です、参考人がかなり長時間にわたって発言をされたのが、やっぱり議事録として確認してですね、やっぱり、慎重審議をすべきだと思います。

継続審査をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について、起立により、お諮りします。

それでは、これらの陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、これらの陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。11月

22日の委員会において御協議いただきました区分ごとに、川内原子力発電所1、2号機の運転延長に対して賛成の願意である陳情第8号を採決した後、反対の願意である陳情第9号から陳情第13号までの陳情5件を一括して採決します。

まず、賛成の願意である陳情第8号の採決に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）陳情第8号川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情に反対するものであります。

参考人の方に来ていただきましてお話を伺いましたけれども、私が一番心配している問題が、原発には異質の危険があると。もし、仮に、原発が事故を起こしたら、ふるさとを奪われるかもしれないですよ、それでも本当に考えていらっしゃるんですかという質問に対してはですね、九州電力は、しっかりとした専門家がいて、そういうことがないようにやっているということで、この事故の可能性がないとおっしゃいました。

しかし、これは、原子力規制委員会もですね、新規制基準に適合したとしても、安全とは言っていないと。だからこそ、避難計画は毎年行われているわけです。そういった誤った認識から、あと20年延ばしてほしいという陳情であります。

それから、経済的な問題で、原発がないと地域産業が駄目になるというようなお話です。

地域産業については、全国的にですね、過疎化が進んで人口減少起きている、これは全国的な傾向です。その中で、原発があるから人口減少が緩和されているという話ではありません。原発があるから、シャッター街が少ないということでも、ありません。原発は確かに、一部の方々にとってみれば、仕事が増えるという面がある一方で、地域経済そのものについて貢献しているということはずしとも言えないということをもって、陳情に反対するものであります。

○委員長（成川幸太郎）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（森満 晃）陳情第8号川内原子力発電

所1、2号機の40年超運転を求める陳情について、賛成の討論を行います。

本委員会においては、川内原子力発電所1、2号機の20年延長問題について、賛成の陳情1件、反対の陳情5件、計6件の陳情に対して、各参考人をお呼びし、陳情の願意等をお聞きしながら、これまで5回の慎重な審査を行ってきました。

陳情第8号においては、当局への確認事項や参考人への質問において、年間を通して定期検査や安全対策等に関わる方々の本市における宿泊や飲食業など関連業種について、原発関連の約2,000人の入り込み数や6億円の経済効果など、具体的な数字をお示しいただきました。

また、1、2号機が40年に到達し仮に運転を停止した場合、関連業種の売上減少等の影響や、原子力発電所に従事する市内の協会社への影響も確認されたところであります。

しかしながら、あくまでも、安全性の確保を大前提とした上で、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長申請が認可された場合は、運転延長を認めるという内容の陳情でありました。

まず、原子力規制委員会より、九州電力から申請のあった川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長申請について、厳正な審査が行われ、認可されたことを確認し、審査の経緯並びに本委員会から提出された8項目の質問事項について、分かりやすく、詳しい内容で回答を頂いたことが、判断材料で、判断材料の一つであります。

また、九州電力においては、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長申請についての経緯や安全運転管理の徹底についてと、本委員会から提出された15項目の質問事項についての回答を、具体的に、分かりやすく、丁寧に説明いただいたことが、同じく判断材料であります。

よって、陳情第8号川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情に賛成するものであります。

○委員長（成川幸太郎） 次に、反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

○委員（坂口正幸） 私は、今回のこの陳情第8号に対して賛成するものであります。

今るる討論されましたが、私も、今回の陳情書

の中にもありますように、雇用の創出や地域経済の振興に多大な影響を及ぼしていると考えられるものであります。

また、エネルギーの安定供給という面でも、今、現段階では、止めるということは考えにくいことでもあるのではないかとと思うところであります。

また、参考人招致等もありましたように、るるいろいろ説明していただきましたが、とても分かりやすく、またその専門的知見の中で、またそれを覆すような意見というのは出てくるのかと思うようなところでもあります。

したがって、私は、この8号の陳情には賛成するものであります。

○委員長（成川幸太郎） 次に、反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴） 井上さんの反対討論の中で、ごく一部の経済団体が——しか潤ってないというような発言がありましたけれども、参考人の置かれた立場から言うと、先ほど森満さんのほうからありましたように、6億円の経済効果がある、これは事実であります。

しかし、我々議会としては広く目を向けなきゃいけない。

一般会計予算の中において、年間大体16億、原子力に関する予算が計上されてございます。その16億は、じゃあ特定のとこだけに使うのか。使わないんですね。全体、市民全体の皆さんのために、16億円は使っていく。だから、その点は、ついてはですね、やはり指摘しておきたいと思えます。

この陳情の願意の中において、地域経済を含めて、そして活性化も含めてですね、共にやっという、そして基幹産業であるということがうたってございます。私としまして、やはり基幹産業であり、そして地場産業でもあるということを考えています。歴代の首長も、電気のまち、地場産業ということをおっしゃっていますし、私もそれには賛同してきているところであります。

経済界だけではなくて、その面から、この原子力発電所に関する関連企業、協会社等々の皆さん方がですね、たくさん、この薩摩川内市内にはいらっしやいますし、この北薩圏域にもいらっしやいます。

したがって、原子力規制委員会が60年まで使
っていいよという結論を出した以上はですね、法
律に基づいて、肅々と、我々も認めていくべきだ
ろうと思っています。

○委員長（成川幸太郎）次に、反対討論はあ
りませんか。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、討論を終
わります。

採決します。

採決は、会議規則第131条第1項の規定によ
り、記名投票により行いますが、委員会室の閉鎖
については省略します。

〔資料送信〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、記名投票
をお手元の資料のとおり行います。

投票札置場の準備をしますので、そのままお待
ちください。

これより、本陳情を採決します。

投票札を配付します。

〔投票札配付〕

○委員長（成川幸太郎）投票札の配付漏れは
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）配付漏れはないと認
めます。

ただいまの出席委員数は9名であります。

〔投票札置場点検〕

○委員長（成川幸太郎）投票札置場は異状な
いと認めます。

それでは、本陳情を可とする、すなわち本陳情
に賛成の委員は白票を、本陳情を否とする、すな
わち本陳情に反対の委員は青票を、点呼に応じて、
順次、投票願います。

〔事務局職員点呼により投票〕

○委員長（成川幸太郎）投票漏れはありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）投票漏れはないと認
めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に山中

委員、坂口委員を指名します。両委員の立会いを
願います。

それでは、開票します。

〔開 票〕

○委員長（成川幸太郎）投票結果を報告しま
す。

投票総数9票、これは先ほどの出席委員数に一
致しております。

そのうち、白票8票、青票1票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、
本陳情は採択すべきものと決定しました。

投票札を回収しますので、しばらくお待ちくだ
さい。

〔投票札回収〕

○委員（森満 晃）川内原子力発電所立地自治
体の特別委員会として、川内原子力発電所1、
2号機の運転期間延長に関して、九州電力や国・
県に対し、市民の安心、安全な生活の確保並びに
まちづくりの継続と、川内原子力発電所の安全対
策のさらなる充実を図るよう、市長へ附帯意見の
提出を要請いたします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま森満委員か
ら、附帯意見を付することについて意見がありま
した。

それでは、書記から写しをタブレットに配信さ
せます。

〔附帯意見案配付〕

○委員長（成川幸太郎）届きましたですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）届きました、大丈夫
ですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）よろしいですか。井
上委員、いいですか。

○委員（井上勝博）はい。

○委員長（成川幸太郎）大丈夫ですか。

それでは、森満委員に、附帯意見について説明
を求めます。

○委員（森満 晃）附帯意見案。

市長におかれては、次の事項に十分配慮し、対
応されるよう要請する。

また、特に九州電力に対しては、川内原子力発
電所1、2号機の運転期間延長に関して、市民に
対し、丁寧で分かりやすい説明を継続するととも

に、川内原子力発電所の安全対策のさらなる充実を図るよう強く要請する。

1、市は、川内原子力発電所の安全運転管理の更なる徹底を指導すること。

2、九州電力は、川内原子力発電所の安全性を確保するため、万全の措置を講じること。

3、九州電力は、使用済核燃料の安全管理と貯蔵能力の強化に努めること。また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであることから、国の積極的な関与のもと、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めること。

4、市は、国・県防災機関等との連携を強化し、原子力防災訓練の充実・避難経路の整備など原子力防災対策の継続的な充実を図ること。

5、市は、九州電力並びに国・県に対し、立地地域の更なる振興に関する諸制度についても積極的に改善・拡充に努めるよう要請すること。また市内経済の安定と発展のため、企業誘致等、産業の多様化に向けた取組に努めること。

○委員長（成川幸太郎） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 1、2、4、5については、まあおおむね、そのとおりだと思います。

ただ、3についてですね、乾式貯蔵施設の中間貯蔵能力の拡大を進めることというふうになっていますが、先ほどの議論の中では、使用済核燃料プールについてはですね、問題ないんだと。六ヶ所村に持っていくんだとお話しだったのに、何で乾式貯蔵施設の問題が出てくるのかというふうに思います。

議論とかみ合わないので、この3、3はですね、3は、私はこれは削除をすべきだと思います。

○委員（森満 晃） ただいま井上委員からありましたが、この川内原子力発電所の使用済燃料について、九州電力の池辺社長は、搬出先である青森県の再処理工場において来年上期の稼働を見据えているという発言を、うちの大田黒議長からの質問についても、回答をされております。

そして、私たちもこの件についていろいろと検討しましたが、我々は、立地自治体ですね、市議会議員として、ここで問題提起をするべきであると、そういうふうに考えております。

そういった意味でも、今後の乾式貯蔵について

も、国において乾式貯蔵の能力を高めていくちゅうのは必要であり、ここはしっかりと発言するべきだろうと思って、この文言を入れた次第であります。

○委員（井上勝博） 乾式貯蔵で、いつまでもいつまでも、薩摩川内の川内原発の敷地内に使用済核燃料を置くということについては、これまでの、これまでの市民との約束で、約束との関係では、もう転換だと思うんです。

要するに、ここに置いていいよということ、認めるということになります。ですので、これはやっぱり、3番についてはですね、多くの市民が議論すべき問題だと思うので、これはもう削除していただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見ありません。

○委員（川添公貴） 安全運転を強く求めていくことについては、まあ十分理解するところであります。文言については、事前に相談がなかったので、ここで意見を言える立場ではありませんので、意見は言いませんけれども、今3番が、記載の3番が議題になっていますので、この件についてだけ、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

「九州電力は、使用済燃料の安全管理と貯蔵能力の強化に努めること」、ですよ。これは当然のことですよ。当然のことなんで。ただし、問題となるのは、「乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力」という、ここが、あります。

中間貯蔵能力というのは、中間貯蔵、中間管理するということで別な問題なんで、これは、私は従来——私の意見としては、個人的な意見を言うと、従来どおり中間施設は造るべきであろうと私は思っていたんで、ここはまだそういうことを議論する時間でもないし、時でもないだろうと思います。

ですので、この3番の文言を、「九州電力は、使用済燃料の安全管理と貯蔵能力の強化に努めること」は正しいですね。「また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものである」、これも十分だと思います。

「あることから、国の積極的な関与のもと」「貯蔵能力の拡大を進める」じゃなくて、「関与のもと、拡大を進めること」もしくは「関与のもと、

安全貯蔵の拡大を進めること」に修正したらどうかと思います。

すなわち、乾式貯蔵施設等による中間施設能力、ここは削除して、削除して、「使用済燃料の安全な貯蔵は」とありますので、必要なことであることから、安全貯蔵、「国の積極的な関与のもと、安全貯蔵の拡大を進めること」って直せば、森満さんがおっしゃった、立地自治体としての意を酌んでいただけるような意見になるうかとは思うんですけれど。

○委員長（成川幸太郎）森満委員、いかがでしょう。

○委員（森満 晃）皆さんの意見を尊重したいと思います。

○委員長（成川幸太郎）そのほか、御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）私は、川添委員の提案にも、反対いたします。

これはですね、「安全管理と貯蔵能力の強化」。「安全管理」はもちろんですよ、これはそうです。「貯蔵能力の強化」ということになると、まありラッキングとかというのをやって貯蔵能力を高めたわけですが、満杯になるわけです。だから、言わば核燃料サイクルが破綻しているからですよ。

だから、これを許容するわけにいかないです。やっぱり、止めるべきだと。これ以上もう、使用済核燃料を発生させてはならない。

○委員長（成川幸太郎）ただいま川添委員の修正案については、今後検討、修正していくということにして、ただ、審査結果に意見を付する、認めないということで意見が分かれておりますので、起立により、お諮りいたします。

それでは、先ほどの森満委員から示された内容を審査結果に意見として付することに賛成する委員の起立を求めます。

○委員（川添公貴）修正するんですね。

○委員長（成川幸太郎）はい。

で、いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）起立により、諮ります。

審査結果に意見として付することに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）起立多数であります。よって、森満委員から示された内容を本陳情の審査結果に意見として付することに決定しました。

なお、意見の内容、文言の整理等については委員長に一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、反対の願意である陳情第9号から陳情第13号までの陳情5件を、一括して、採決に入ります。

討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、これらの陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（落口久光）この40年超過に対して反対をするもろもろの5件の陳情について、反対の立場で討論いたします。

まず、原子力発電所なければいいという考えは、私も持っているところではありますが、安定したエネルギー政策を考えた場合に、今、国内では、非常に高い電気代に苦しんでいる中小企業者さん、もいっぱいいらっしゃるということと、あと一般家庭においても非常に、特に九州電力、関西電力以外では、高い電気代で苦慮されていると。特に北国のほうでは、更に暖房費が非常に高騰しているということで、一昨年の実績でいけば月15万支払った一般家庭もいらっしゃったという話も私は聞き及んでいます。

そういうふうになると、国内の産業がまず、電気代が上がっていきまると、国内の産業が海外にどんどん移転して行って、最終的には我々の子や孫の世代に仕事を残していけなくなるという問題もここ出てきますので、そういった意味では、次の世代に産業を残すためには、必要であろうというふうに思っております。

また、陳情の中で、自然エネルギーの政策に転換をするべきだという内容もございましたが、実際、自然エネルギーのほうにかじを大きく更に切っていくと、特に、今日のような天気の日であつたりとか、梅雨時、もしくは冬の雪が降るとき、風が非常に強いときであれば、逆に北国ではソーラーパネルも使えなくなり、風力もなかなか

回せなくなるということになってきますので、自然エネルギーのほうに転換をし過ぎると、逆にやっぱり、国内の電力事情は非常に不安定になるということも容易に想像がつきますし、先ほど言った梅雨時というのを考えますと、普通に、三、四週間ぐらいほとんど日が照らない日が続きますので、そうなりますと、それぞれの家庭、それぞれの事業者が三、四週間分の蓄電ができる蓄電池を持たないといけないというような、非常に、実際、具体的に実施できないような転換を図らなければいけないということもあります。

そういった意味では、自然エネルギーへの政策転換も、ある一定レベルのところでは止める必要があるだろうという考えの下で、反対といたします。

○委員長（成川幸太郎）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今、賛成された方からですね、安定した電源であるということ……

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）いや、まあ、そういう話をされたということなんですね。

〔「ん」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）いや、そういうふうな話をされた……

〔反対の討論をされた〕と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）反対——いや、私、賛成の討論をしようとしているんですよ、今。

〔賛成をされたと言った〕と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）ああ、「反対」か。反対されたんだ。（笑声）

反対された方からですね、安定した電源があると。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）また、高い電気代であると。また、自然エネルギーは不安定であるというお話をされました。

しかし、この原発というのは、とにかく異質の危険があるんだということをですね、しっかりと私たちは福島の実現をやっぱり見る必要があると。12年以上経過したわけですけども、いまだに、処理、処理さえもできない。この溶けた燃料を、取り出すこともできない。そのために汚染水が今でも90トン近く発生している。そのために海洋

放出もしなきゃいけないという事態。そして、避難者もまだいらっしゃるみたいで、1万数千人。

だから、これだけ12年たってですね、本来、産業事故というのはまあ数か月で更地になるようなものなんですけども、原発事故というのはもう、恐らく更地にならないんじゃないですかね、あの福島の第一原発の敷地ちゅうのは。そして、結果的には、チェルノブイリみたいな石棺をという案も実際出ているわけですけども、石棺という形になるかもしれないですね。それだけ、深刻な事故を起こす。

また、今回の福島の原発事故というのは、極めて奇跡的にですね、あの程度の被害に終わったとも言われています。当時、民主党政権の菅直人首相がいたわけですけども、そのときの原子力委員長が「最悪のシナリオ」というのをつくりました。その場合に、250キロ圏内が避難が必要だというふうなところまで、考えられていたわけなんです。ところが、偶然にも、作業員の定期検査のミスがあったためにですね、4号機の使用済核燃料プールが水がまだあったという、非常に奇跡的な出来事で、250キロ圏内の避難が、しなくても済んだと。

そういう、極めて、日本全体の、国全体、国民の暮らし全てがですね、打撃を受ける、ダメージを受けるようなのが原発事故というのなんだということは、私は、認識甘いんじゃないかなと思うんです。本当に、そういう問題があるんだということですよ。

それから、最近のもう、世界の動向で、特に原発はコストの問題でどうなのかということについては、もうアメリカの投資会社も、原発が一番高いコストになってしまったという計算、試算ももう出されているほど、安全対策のために物すごい設備を投資をしなくちゃいけないと。初期投資があまりにも大きいと。また、維持、維持管理する関係でも、コストがやっぱり高いということは、もう言われ始めております。

だから、電気代が今はそう安いかもしれませんが、そのツケですよ。言わば最終処分場まで含めた、ツケですよ。このツケが、私たちの後世にですね、残すことになるんです。今がよければいいという話じゃないわけなんです。だから、そ

うという問題があると。

それから、先ほども述べましたように、監視試験片の問題も未解決です。

それから、水蒸気爆発の問題も、本当にこれでいいのかという問題は、誰も、このことについては、明確にですね、安全であると、大丈夫ですという話はありませんでした。

また、設計者がどのぐらいのことで設計されているのかということについても、不明なままです。

また、書類審査でパスしてもです、実際に工事をしていなかったという九州電力の安全、安全への姿勢。これはもう、私はね、これに謝罪もしない、許されないと思います。こんな危険な原発を扱っている会社が。

それから、使用済核燃料プール、この問題もですね、何だか知らんけど、議論が矛盾しております。

以上、私は、そういったところを指摘している陳情に対して、賛成するものです。

賛成をお願いします。

○委員長（成川幸太郎） 次に、反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴） 私、この陳情5件について反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、福島事故を忘れるなということを、井上さんはおっしゃった。確かに忘れてはいけない大きな事件でもありました。

それを踏まえて、原子力規制庁は、原子力規制委員会は、新しい規制基準を設けて、防護対策、それから安全対策を講じてきたところであります。より安全に近づく、その福島を、見本じゃないですけれども参考にして、それにしっかりと対応できる組織、安全対策を講じてきたところであります。これは紛れもない事実であって。

それから、乾式貯蔵施設について、キャスクで保管するということについては十分理解します。私も経験上、キャスクで管理をする場合は、より安全である、なおかつ福島事故のときも乾式で貯蔵していた燃料棒に関しては一切被害がなかったということ、これはもう、実証実験がされていますので。ですから、乾式貯蔵施設は将来の考え方として、我々も、地元としては見据えていくべきだろうと。ですので、先ほどの意見書について

も、ここは区別しておく必要があるとは思ったところでした。ですから、それはもう先の話として。

全ての、井上さんがおっしゃったそのいろんなことについて、福島事故、それから菅政権の時代のときのことをおっしゃられると私も言いたいことはたくさんあるんです。あまり言うとも、ピーが入ったらいけませんので。

あのときヘリコプターに乗って、菅さんは、福島第一原発にたしか飛んでいったはずなんですよ。大きな間違いなんです、あれ。技術者として。いや、国の指導者として。大きな間違いです。あれは官邸におってですね、指示をすべきであった。

それから、250キロ圏内で、たまたま水があったからということじゃなくて、あれは、あのときおった作業員の方々が、懸命の努力をしたおかげなんです。日頃の訓練があったからなんです。で、あれで収まった。

最初、コンクリート、コンクリートとおっしゃっていたんですけど、外壁は壊れてなかったんです。あのときに、もうちょっと、国の指導者がきちっと全部を水棺をすれば、あの事故は、もうちょっとは防げたかも。

私はこれ個人的な考えです。

ですから、そういう知見を踏まえて、さっきも言いましたように、新しい安全基準、新規制基準ができて、それにのっとって安全対策が講じられた上に、特別点検をしてですね、原子力規制庁、原子力規制委員会が、法律に基づいて、これは使っているですよということをおっしゃったわけですので、それはそれを信用したいと思います。

それから、国の政策でどうこうということは言いたくないんで、我々薩摩川内の地元に住む人間としては、先ほども賛成討論の中で言いましたけれども、やはり地場産業である、そして基幹産業であるということが大事です。我々の身近な中で、やはり薩摩川内市を支えていく一つの企業であるとは私は考えています。それに対して、先ほどの意見書に賛成した理由は、しっかりと安全対策を講じてほしいよねということで賛成したんで、ぜひ、地元の企業として頑張っていただきたい。

それから、落口さんがおっしゃったように、再生可能エネルギーにあまり依存すると、やはりこれ、過電圧、それから過電圧が来たり電気が不足したりして、ヘルツが変わるんですよ。全く

動かなくなってしまう。企業がおっしゃるように、企業の製造原価率の約20%は電気代ということが言われています。製造原価率の20%の中を減らしていくことは、その分が従業員さんの給料アップにもつながるし、経済効果も生まれていく。ですので、安定した電源というのは、やはり確保しておく必要があるということ。

それから、最後にもう一点。

一昨日のCOP28において、アメリカが提出して日本も賛同したんですけれども、28か国中21か国だったかな、今後、今の発電量、基数じゃないですよ、発電量の3倍に原子力を増やしていくということが可決されました。

この後、国連の総会で百十何か国が賛同する見込みだということを私も報道で知ったんですけれども、やはり世界的な流れとして、やはり基幹的産業として、それから基幹的エネルギーとして、いうことで世界各国がそういうことを言っているの、やはりここは、きちっと安全対策を講じて、そして検査が通ったものについては、やはり、安全を確保しながらですね、延長運転をしていくべきだろうと思います。

よって、この陳情のるるおっしゃっていることについて、全てに反対するものではないんですが、やはり、願意に対してですね、私としては反対の気持ちが強いので、反対といたします。

○委員長（成川幸太郎） 次に、賛成の討論はありませんか。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） それでは、討論を終わります。

採決します。採決は、記名投票により行います。

これより、陳情5件を、一括して、採決します。

投票札を配付します。

〔投票札配付〕

○委員長（成川幸太郎） 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 配付漏れはないと認めます。

ただいまの出席委員数は9人であります。

〔投票札置場点検〕

○委員長（成川幸太郎） 投票札置場は異状な

いと認めます。

それでは、陳情5件を可とする、すなわちこれらの陳情に賛成の委員は白票を、陳情5件を否とする、すなわちこれらの陳情に反対の委員は青票を、点呼に応じて、順次、投票願います。

〔事務局職員点呼により投票〕

○委員長（成川幸太郎） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 投票漏れはないと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に阿久根委員、落口委員を指名します。両委員の立会いを願います。

〔開 票〕

○委員長（成川幸太郎） お待たせいたしました。投票の結果を報告します。

投票総数9票、これは先ほどの出席委員数に一致しております。

そのうち、白票1票、青票8票です。

以上のとおり、賛成が少数であります。よって、これらの陳情5件は不採択とすべきものに決定しました。

以上で、陳情第8号から陳情第13号までの審査を終了します。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（成川幸太郎） それでは、本日審査が終了した陳情に係る委員長報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎） 以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

で、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成 川 幸太郎